○ 市和4年4月1日		覧表(単	14) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (
法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号	適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の第1号	00380	別表一次葉「49」の欄の金額又 は別表一の三次葉「46」及び 「55」の欄の金額の合計額
	第42条の3の2第1項の表の第2号	00381	別表一次葉「49」の欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第3号	00382	
	第42条の3の2第1項の表の第4号	00383	
	第42条の3の2第2項	00384	
試験研究を行った場合の 法人税額の特別控除	第42条の4第1項	00657	法規別表六(九)「22」の欄の 金額
	第42条の4第4項	00658	法規別表六(十)「21」の欄の 金額
	第42条の4第7項	00639	法規別表六(十四)「11」の欄 の金額
	第42条の4第13項	00675	法規別表六(十六)「14」の欄 の金額
	第42条の4第18項において準用する同条第13 項	00676	法規別表六(十六)「28」の欄 の金額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号(償却費)	00031	法規別表十六(一) 「32」の 欄、別表十六(二) 「36」の 欄、別表十六(三) 「32」の欄 又は別表十六(五) 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第1号)	00032	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
	第42条の6第1項第2号(償却費)	00034	法規別表十六(一) 「32」の 欄、別表十六(二) 「36」の 欄、別表十六(三) 「32」の欄 又は別表十六(五) 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第2号)	00035	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
	第42条の6第1項第3号(償却費)	00037	法規別表十六 (一) 「32」の 欄、別表十六 (二) 「36」の 欄、別表十六 (三) 「32」の欄 又は別表十六 (五) 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第3号)	00038	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
	第42条の6第1項第4号(償却費)	00040	法規別表十六(一)「32」の 欄、別表十六(二)「36」の 欄、別表十六(三)「32」の欄 又は別表十六(五)「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の6第1項第4号)	00041	法規別表十六(九)「8」の欄の金額

○ 市和4平4月1日月	人後終了事業牛度に使用する区分番号一! 【 和教性別世界法式は全和の名法式意世界	覧表(里	(本人)
法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号	適用額
中小企業者等が機械等を 取得した場合の法人税額 の特別控除	第42条の6第2項	00043	法規別表六(十八)「16」の欄 の金額
	第42条の6第3項	00044	法規別表六(十八)「21」の欄 の金額
域において特定民間観光 関連施設を取得した場合	第42条の9第1項の表の第1号	00493	法規別表六(十九)「18」の欄 の金額
沖縄の情報通信産業振興 地域において工業用機械 等を取得した場合の法人 税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第2号	00494	法規別表六(十九)「18」の欄 の金額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業 用機械等を取得した場合	第42条の9第1項の表の第3号	00495	法規別表六(十九)「18」の欄 の金額
沖縄の国際物流拠点産業 集積地域において工業用 機械等を取得した場合の 法人税額の特別控除	第42条の9第1項の表の第4号	00496	法規別表六(十九)「18」の欄 の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の法	第42条の9第1項の表の第5号	00497	法規別表六(十九)「18」の欄 の金額
沖縄の特定地域において 工業用機械等を取得した 場合の法人税額の特別控	第42条の9第2項(同条第1項の表の第1号から第5号まで)	00411	法規別表六(十九)「23」の欄 の金額
国家戦略特別区域におい て機械等を取得した場合 の特別償却	第42条の10第1項(償却費)	00622	法規別表十六(一) 「32」の 欄、別表十六(二) 「36」の 欄、別表十六(三) 「32」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00623	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
国家戦略特別区域におい て機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除	第42条の10第2項	00507	法規別表六(二十)「25」の欄 の金額
国際戦略総合特別区域に おいて機械等を取得した 場合の特別償却	第42条の11第1項(償却費)	00298	法規別表十六(一) 「32」の欄、別表十六(二) 「36」の欄、別表十六(三) 「32」の欄 又は別表十六(五) 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00299	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
国際戦略総合特別区域に おいて機械等を取得した 場合の法人税額の特別控 除	第42条の11第2項	00301	法規別表六(二十一)「25」の 欄の金額

○ 市和4年4月1日		覧表(単	14) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (
法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号	適用額
地域経済牽引事業の促進 区域内において特定事業 用機械等を取得した場合	第42条の11の2第1項(償却費)	00597	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄 又は別表十六(五)「30」の欄
の特別償却	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00598	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
地域経済 ^業 引事業の促進 区域内において特定事業 用機械等を取得した場合 の法人税額の特別控除	第42条の11の2第2項	00599	法規別表六(二十二)「19」の 欄の金額
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項(償却費)	00568	法規別表十六(一) 「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00569	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
いて特定建物等を取得し た場合の法人税額の特別 控除	第42条の11の3第2項	00570	法規別表六(二十三)「18」の 欄の金額
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別	第42条の12第1項	00624	法規別表六(二十四)「28」の 欄の金額
控除	第42条の12第2項	00625	法規別表六(二十四)「38」の 欄の金額
認定地方公共団体の寄附 活用事業に関連する寄附 をした場合の法人税額の	第42条の12の2第1項	00652	法規別表六(二十五)「10」の 欄の金額
中小企業者等が特定経営 力向上設備等を取得した 場合の特別償却	第42条の12の4第1項(償却費)	00601	法規別表十六 (一) 「32」の 欄、別表十六 (二) 「36」の 欄、別表十六 (三) 「32」の欄 又は別表十六 (五) 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00602	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の12の4第2項	00603	法規別表六(二十七)「17」の 欄の金額
	第42条の12の4第3項	00604	法規別表六(二十七)「22」の 欄の金額

O 11/HI 1/1 I H 8		見衣(毕	イムハノ
法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号	
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別 控除	所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号。以下この表において「令和4年改正法」という。)第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「令和4年旧措置法」という。)第42条の12の5第1項又は令和4年改正法第12条の規定による改正前の令和2年改正前措置法(以下この表において「旧令和2年改正前措置法」という。)第42条の12の5第1項	00659	法規別表六(二十八)「22」の 欄の金額
	第42条の12の5第1項	00677	法規別表六(三十一)「32」の 欄の金額
	令和4年旧措置法第42条の12の5第2項又は 旧令和2年改正前措置法第42条の12の5第2 項	00660	法規別表六(二十九)「21」の 欄の金額
	第42条の12の5第2項	00678	法規別表六(三十一)「32」の 欄の金額
認定特定高度情報通信技 術活用設備を取得した場 合の特別償却	第42条の12の6第1項(償却費)	00653	法規別表十六(一) 「32」の 欄、別表十六(二) 「36」の 欄、別表十六(三) 「32」の欄 又は別表十六(五) 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00654	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
認定特定高度情報通信技 術活用設備を取得した場 合の法人税額の特別控除	第42条の12の6第2項	00655	法規別表六(三十二)「20」の 欄の金額
事業適応設備を取得した 場合等の特別償却	第42条の12の7第1項(償却費)	00661	法規別表十六(一)「32」の 欄、別表十六(二)「36」の 欄、別表十六(三)「32」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第42条の12の7第1項)	00662	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
	第42条の12の7第2項(償却費)	00663	法規別表十六(六)「8」の欄 の金額
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金) (第42条の12の7第2項)	00664	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
	第42条の12の7第3項(償却費)	00665	法規別表十六 (一) 「32」の 欄、別表十六 (二) 「36」の 欄、別表十六 (三) 「32」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備 金)(第42条の12の7第3項)	00666	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
事業適応設備を取得した 場合等の法人税額の特別 控除	第42条の12の7第4項		法規別表六(三十三)「20」の 欄の金額
	第42条の12の7第5項	00668	法規別表六(三十三)「27」の 欄の金額
	第42条の12の7第6項	00669	法規別表六(三十三)「34」の 欄の金額

		<u>覧表(単</u>				
法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号		用	額	
特定船舶の特別償却	第43条第1項第1号(償却費)	00640	法規別表十六欄、別表十六欄、別表十六欄、別表十六大 欄、別表十六 又は別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	の の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条第1項第1号)	00641	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄
	第43条第1項第2号(償却費)	00642	法規別表十六欄、別表十六欄、別表十六 欄、別表十六 又は別表十六	(二) (三) (五)	「36」 「32」 「30」	\mathcal{O}
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条第1項第2号)	00643	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄
	第43条第1項第3号(償却費)	00644	法規別表十六 欄、別表十六 欄、別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	\mathcal{O}
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条第1項第3号)	00645	法規別表十六 の金額			の欄
港湾隣接地域における技 術基準適合施設の特別償 却	第43条の2第1項(償却費)	00521	法規別表十六 欄、別表十六 欄、別表十六	(三)	「36」 「32」	の の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00522	法規別表十六の金額			の欄
被災代替資産等の特別償却	第43条の3第1項の表の第1号(償却費) 第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備	00608	法規別表十六欄、別表十六欄、別表十六點規則表十六	(三)	「36」 「32」	
	金) (第43条の3第1項の表の第1号) 第43条の3第1項の表の第2号(償却費)	00610	の金額 法規別表十六 欄、別表十六	(-)	[32]	<i>の</i>
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第43条の3第1項の表の第2号)	00611	欄、別表十六 法規別表十六 の金額	(Ξ)	「32」	の欄
関西文化学術研究都市の 文化学術研究地区におけ る文化学術研究施設の特 別償却	第44条第1項(償却費)	00310	法規別表十六欄、別表十六欄、別表十六欄、別表十六 スは別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	\mathcal{O}
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00311	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄
特定事業継続力強化設備 等の特別償却	第44条の2第1項(償却費)	00646	法規別表十六欄、別表十六欄、別表十六 欄、別表十六 又は別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	の の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備 金)	00647	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄

	以後終∫事業年度に使用する区分番号─' ┃ 租税特別措置法又は令和2年改正前措置	<u> </u>	
法人税関係特別措置	法	区分番号	適 用 額
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項(償却費)	00313	法規別表十六(一) 「32」の 欄、別表十六(二) 「36」の 欄、別表十六(三) 「32」の欄 又は別表十六(五) 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00314	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
環境負荷低減事業活動用 資産等の特別償却	第44条の4第1項(償却費)	00679	法規別表十六(一) 「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第44条の4第1項)	00680	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
	第44条の4第2項(償却費)	00681	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄 又は別表十六(五)「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第44条の4第2項)	00682	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業 用機械等を取得した場合 の特別償却(沖縄の産業 高度化・事業革新促進地 域において工業用機械等	第45条第1項の表の第1号(償却費)	00527	法規別表十六(一) 「32」の 欄、別表十六(二) 「36」の 欄、別表十六(三) 「32」の欄 又は別表十六(五) 「30」の欄
を取得した場合の特別償却)	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備 金)	00528	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
沖縄の国際物流拠点産業 集積地域において工業用 機械等を取得した場合の 特別償却	第45条第1項の表の第2号(償却費)	00530	法規別表十六(一) 「32」の欄、別表十六(二) 「36」の欄、別表十六(三) 「32」の欄又は別表十六(五) 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00531	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機 械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第3号(償却費)	00533	法規別表十六(一) 「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄又は別表十六(五)「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備 金)	00534	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額
沖縄の離島における旅館 業用建物等の特別償却	第45条第2項又は令和4年旧措置法第45条第 1項の表の第4号(償却費)	00135	法規別表十六 (一) 「32」の 欄、別表十六 (二) 「36」の 欄、別表十六 (三) 「32」の欄 又は別表十六 (五) 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00136	法規別表十六(九)「8」の欄 の金額

	以後終∫事業年度に使用する区分番号─' ┃ 租税特別措置法又は令和2年改正前措置	覧表 (単		ıkat
法人税関係特別措置	法	区分番号	. —	額
特定地域における産業振 興機械等の割増償却	第45条第3項の表の第1号(償却費)	00670	法規別表十六(一)欄、別表十六(二)欄、別表十六(三) 関、別表十六(三) 又は別表十六(五)	「32」の 「36」の 「32」の欄 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条第3項の表の第1号)	00671	法規別表十六(九) の金額	「8」の欄
	第45条第3項の表の第2号(償却費)	00573	法規別表十六(一)欄、別表十六(二)欄、別表十六(三)欄、別表十六(三)又は別表十六(五)	「32」の 「36」の 「32」の欄 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条第3項の表の第2号)	00574	法規別表十六(九) の金額	「8」の欄
	第45条第3項の表の第3号(償却費)	00560	法規別表十六(一)欄、別表十六(二)欄、別表十六(三) 欄、別表十六(三) 又は別表十六(五)	
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金) (第45条第3項の表の第3号)	00561	法規別表十六(九) の金額	「8」の欄
	第45条第3項の表の第4号(償却費)	00536	法規別表十六(一)欄、別表十六(二)欄、別表十六(三) 関、別表十六(三) 又は別表十六(五)	「36」の 「32」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条第3項の表の第4号)	00537	法規別表十六(九) の金額	「8」の欄
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項(償却費)	00331	法規別表十六 (一) 欄、別表十六 (二) 欄、別表十六 (三) 又は別表十六 (五)	「32」の 「36」の 「32」の欄 「30」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条の2第1項)	00332	法規別表十六 (九) の金額	「8」の欄
	第45条の2第2項(償却費)	00648	法規別表十六(一)欄、別表十六(二)欄、別表十六(三) 双は別表十六(三) 又は別表十六(五)	「36」の 「32」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条の2第2項)	00649	法規別表十六 (九) の金額	「8」の欄
	第45条の2第3項(償却費)	00650	法規別表十六(一)欄、別表十六(二)欄、別表十六(三) 欄、別表十六(三) 又は別表十六(五)	「36」の 「32」の欄
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第45条の2第3項)	00651	法規別表十六(九) の金額	「8」の欄

<u>○ 11/11-1-11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11</u>		覧表(単	(本体人)			
法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号		用	額	
障害者を雇用する場合の 特定機械装置の割増償却	令和4年旧措置法第46条第1項又は令和2年 改正前措置法第45条の3第1項(償却費)	00337	法規別表十六 欄、別表十六 欄、別表十六 又は別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備 金)	00338	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進 機械等の割増償却	第46条第1項(償却費)	00612	法規別表十六 欄、別表十六 欄、別表十六 又は別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00613	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄
輸出事業用資産の割増償 却	第46条の2第1項(償却費)	00683	法規別表十六欄、別表十六欄、別表十六欄、別表十六 マは別表十六	(三)	「36」 「32」	
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)	00684	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄
特定都市再生建築物の割 増償却	第47条第1項(償却費)(同条第3項第1号)	00466	法規別表十六欄、別表十六欄、別表十六 欄、別表十六 又は別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第47条第3項第1号)	00467	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄
	第47条第1項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この表において「平成31年旧措置法」という。)第47条の2第1項(償却費)(第47条第3項第2号又は平成31年旧措置法第47条の2第3項	00469	法規別表十六 欄、別表十六 欄、別表十六 又は別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第47条第3項第2号又は平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号ロ)	00470	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄
倉庫用建物等の割増償却	所得税法等の一部を改正する法律(平成28年 法律第15号)第10条の規定による改正前の租 税特別措置法(以下この表において「平成28 年旧措置法」という。)第48条第1項(償却 費)	00349	法規別表十六 欄、別表十六 欄、別表十六 又は別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(平成28年旧措置法第48条第1項)	00350	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄
	第48条第1項(償却費)	00592	法規別表十六欄、別表十六欄、別表十六欄、別表十六 欄、別表十六 又は別表十六	(二) (三)	「36」 「32」	
	第52条の3第1項又は第11項(特別償却準備金)(第48条第1項)	00593	法規別表十六 の金額	(九)	[8]	の欄

		覧表(単	14. (本人)
法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号	適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	第52条の2第1項(特別償却不足額)又は第4項(合併等特別償却不足額)		法規別表十六(一)「33」の欄、別表十六(二)「37」の欄、別表十六(三)「33」の欄 若しくは別表十六(五)「31」の欄の金額(これらの欄に内書として記載した金額がある場合
準備金方式による特別償却 (特別償却準備金積立不足額)	第52条の3第2項、第3項又は第12項	00581	法規別表十六(九)「9」の欄 の金額(同欄に内書として記載 した金額がある場合には、当該
海外投資等損失準備金	第55条第1項若しくは第8項(同条第1項第 1号)又は令和2年改正前措置法第55条第1 項若しくは第9項(同条第1項第1号)	00188	法規別表十二(一)「16」の欄 の金額
	第55条第1項若しくは第8項(同条第1項第 2号)又は令和2年改正前措置法第55条第1 項若しくは第9項(同条第1項第2号)	00189	
	第55条第1項若しくは第8項(同条第1項第3号)又は令和2年改正前措置法第55条第1項若しくは第9項(同条第1項第3号)	00190	
	第55条第1項若しくは第8項(同条第1項第4号)又は令和2年改正前措置法第55条第1項若しくは第9項(同条第1項第4号)	00191	
中小企業事業再編投資損失準備金	第56条第1項又は令和2年改正前措置法第55 条の2第1項	00672	法規別表十二(二)「14」の欄 の金額
特定災害防止準備金	令和4年旧措置法第56条第1項若しくは第6項又は令和2年改正前措置法第56条第1項若しくは第7項	00194	法規別表十二(六)「11」の欄 の金額
原子力発電施設解体準備金	第57条の4第1項若しくは第9項又は令和2 年改正前措置法第57条の4第1項若しくは第 10項		法規別表十二(八)「23」の欄の金額
特定原子力施設炉心等除 去準備金			法規別表十二(九) 「9」の欄 の金額
保険会社等の異常危険準 備金	第57条の5第1項又は第12項	00198	法規別表十二(十)「7」の欄の金額(当該金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
原子力保険又は地震保険 に係る異常危険準備金	第57条の6第1項又は第8項		法規別表十二(十)「7」の欄 の金額(当該金額が同表「10」 の欄の金額を超える場合には、
関西国際空港用地整備準 備金	第57条の7第1項		法規別表十二(十一)「15」の 欄の金額

○ 市和4年4月1日月		覧表(単	体法人)
法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号	適用額
中部国際空港整備準備金	第57条の7の2第1項	00481	法規別表十二(十二)「10」の 欄の金額
特定船舶に係る特別修繕 準備金	第57条の8第1項若しくは第9項又は令和2 年改正前措置法第57条の8第1項若しくは第 10項	00391	法規別表十二 (十三) 「9」の欄の金額 (当該金額が同表 「15」の欄の金額を超える場合 には、同欄の金額)
探鉱準備金又は海外探鉱 準備金	第58条第1項若しくは第8項又は令和2年改正前措置法第58条第1項若しくは第9項	00203	法規別表十(三)「16」の欄の 金額
	第58条第2項	00482	
新鉱床探鉱費又は海外新 鉱床探鉱費の特別控除	第59条第1項	00205	法規別表十(三)「43」の欄の 金額
	第59条第2項	00483	
法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	第59条の2第1項		法規別表十(四)「20」の欄の 金額
沖縄の情報通信産業特別 地区における認定法人の 課税の特例	第60条第1項の表の第1号		法規別表十(一)「9」の欄の 金額
沖縄の国際物流拠点産業 集積地域における認定法 人の課税の特例	第60条第1項の表の第2号	00425	法規別表十(一)「9」の欄の 金額
沖縄の経済金融活性化特 別地区における認定法人 の課税の特例	第60条第2項		法規別表十(一)「13」の欄の 金額
る指定法人の課税の特例	第61条第1項		法規別表十(二)「8」の欄の 金額
農業経営基盤強化準備金	第61条の2第1項	00354	法規別表十二(十四)「10」の 欄の金額
の課税の特例	第61条の3第1項		法規別表十二(十四)「43の 計」の欄の金額
収用等に伴い代替資産を 取得した場合等の課税の 特例	第64条第1項又は第9項	00356	法規別表十三 (四) 「25」の欄 の金額 (当該金額が同表「27」 又は「30」の欄の金額を超える
	第64条の2第1項又は第2項	00357	法規別表十三(四)「33」の欄の金額(当該金額が同表「36」の欄の金額を超える場合には、
	第64条の2第7項において準用する第64条第 1項又は第64条の2第8項において準用する 第64条第9項	00545	法規別表十三(四)「25」の欄の金額(当該金額が同表「27」 又は「30」の欄の金額を超える 場合には、これらの欄の金額)
換地処分等に伴い資産を 取得した場合の課税の特 例	第65条第1項又は第5項 第65条第3項において準用する第64条第1項	00216 00546	法規別表十三(四)「43」の欄 の金額(当該金額が同表「49」 法規別表十三(四)「25」の欄
	又は第9項 第65条第3項において準用する第64条の2第 1項又は第2項	00547	の金額(当該金額が同表「27」 法規別表十三(四)「33」の欄 の金額(当該金額が同表「36」
	第65条第3項において準用する第64条の2第 7項において準用する第64条第1項又は第65	00548	法規別表十三(四)「25」の欄 の金額(当該金額が同表「27」

	以後終了事業年度に使用する区分番号一 租税特別措置法又は令和2年改正前措置	<u>覧表(単</u>	
法人税関係特別措置	法	区分番号	
	第65条第10項	00582	法規別表十四(六)「18」の欄に「換地処分等」と記載した資産の同表「14」の欄の金額
収用換地等の場合の所得 の特別控除	第65条の2第1項、第2項若しくは第7項、 租税特別措置法施行令第39条の3第6項又は 法人税法施行令等の一部を改正する政令(令 和2年政令第207号)第3条の規定による改正	00217	法規別表十(五)「22」の欄の 金額
特定土地区画整理事業等 のために土地等を譲渡し た場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	法規別表十(五)「37」の欄の 金額
特定住宅地造成事業等の ために土地等を譲渡した 場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	法規別表十(五)「42」の欄の 金額
農地保有の合理化のため に農地等を譲渡した場合 の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	法規別表十(五)「47」の欄の 金額
特定の長期所有土地等の 所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	法規別表十(五)「52」の欄の 金額
特定の資産の買換えの場 合等の課税の特例	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条 の9 (第65条の7第1項の表の第1号)	00359	別表十三(五)「21」の欄の金額(当該金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9 (第65条の7第1項の表の第2号イ又はロ)	00549	
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9 (第65条の7第1項の表の第2号ハ)	00550	
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9 (第65条の7第1項の表の第3号)	00363	
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条の9 (第65条の7第1項の表の第4号)	00422	
	第65条の7第1項若しくは第9項又は第65条 の9 (第65条の7第1項の表の第5号)	00364	
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条 の9 (第65条の7第1項の表の第1号)	00365	別表十三(五)「37」の欄の金額(当該金額が同表「39」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額)
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条 の9 (第65条の7第1項の表の第2号イ又は ロ)	00553	
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9 (第65条の7第1項の表の第2号ハ)	00554	
	L	I	ı

		覧表(単	体法人)
法人税関係特別措置	和税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号	適用額
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9 (第65条の7第1項の表の第3号)	00369	
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条の9 (第65条の7第1項の表の第4号)	00423	
	第65条の8第1項若しくは第2項又は第65条 の9 (第65条の7第1項の表の第5号)	00370	
	第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項若しくは第65条の8第8項において 準用する第65条の7第9項若しくは第65条の 9又は所得税法等の一部を改正する等の法律	00557	別表十三(五)「21」の欄の金 額(当該金額が同表「27」の欄 の金額を超える場合には、同欄 の金額)
特定の交換分合により土 地等を取得した場合の課 税の特例	第65条の10第1項又は第4項	00260	法規別表十三(六)「13」の欄 の金額(当該金額が同表「18」 の欄の金額を超える場合には、
特定普通財産とその隣接 する土地等の交換の場合 の課税の特例	第66条第1項又は第4項	00265	法規別表十三(七)「13」の欄 の金額(当該金額が同表「18」 の欄の金額を超える場合には、
平成二十一年及び平成二 十二年に土地等の先行取 得をした場合の課税の特 例	令和4年旧措置法第66条の2第1項若しくは 第7項又は令和2年改正前措置法第66条の2 第1項若しくは第7項	00266	法規別表十三(八)「17」の欄の金額(当該金額が同表「21」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
技術研究組合の所得の計 算の特例	第66条の10第1項	00373	法規別表十三(九)「5」の欄の金額(当該金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、
特定の基金に対する負担 金等の損金算入の特例	第66条の11第1項	00374	法規別表十(七)「27」の欄の 金額
特定投資運用業者の役員 に対する業績連動給与の 損金算入の特例	第66条の11の2第1項	00673	法規別表十(七)「31の計」の 欄の金額
認定特定非営利活動法人 に対する寄附金の損金算 入等の特例	第66条の11の3第1項	00393	法規別表十四(二)「26」の欄 の金額
	第66条の11の3第2項(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人(以下この表	00394	法規別表十四(二)「42」の欄 の金額のうち「寄附先又は受託 者」の欄に認定特定非営利活動
	第66条の11の3第2項(特定非営利活動促進 法第2条第4項に規定する特例認定特定非営 利活動法人(以下この表において「特例認定	00424	法規別表十四(二)「42」の欄 の金額のうち「寄附先又は受託 者」の欄に特例認定特定非営利
認定事業適応法人の欠損 金の損金算入の特例	第66条の11の4第1項	00674	法規別表七(一)付表五「12の 計」の欄の金額
	第66条の11の4第3項	00685	法規別表七(二)付表五「35の計」の欄の金額
銀行等保有株式取得機構 の欠損金の損金算入の特 例	第66条の11の5第1項	00686	法規別表七(一)「4」の欄の 金額のうち、当該事業年度開始 の日の10年前の日前に開始した
	第66条の11の5第2項	00687	法規別表七(一)「4の計」の 欄の金額
特別新事業開拓事業者に 対し特定事業活動として 出資をした場合の課税の	第66条の13第1項	00656	法規別表十(六)「11」の欄の 金額

○ 行机4年4月1日月		覧表(単	<u>体法人)</u>
法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置 法	区分番号	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	第67条第1項	00485	法規別表十(七)「6」の欄の 金額
特定の医療法人の法人税 率の特例	第67条の2第1項	00395	別表一次葉「49」の欄及び 「51」の欄の合計金額
牛の売却に係る所得の課 税の特例	第67条の3第1項	00376	法規別表十(七)「22」の欄の 金額
転廃業助成金等に係る課税の特例	第67条の4第1項	00274	法規別表十三(十)「8」の欄の金額(当該金額が同表「7」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第67条の4第2項又は第3項	00275	法規別表十三(十)「13」の欄 の金額(当該金額が同表「15」 の欄の金額を超える場合には、 同欄の金額)
	第67条の4第4項又は第5項	00276	法規別表十三(十)「17」の欄の金額(当該金額が同表「18」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	第67条の4第9項において準用する同条第2項又は同条第10項において準用する同条第3項	00559	法規別表十三(十)「13」の欄 の金額(当該金額が同表「15」 の欄の金額を超える場合には、 同欄の金額)
中小企業者等の少額減価 償却資産の取得価額の損 金算入の特例	第67条の5第1項	00277	法規別表十六(七)「8」の欄 の金額
特定株式投資信託の収益 の分配に係る受取配当等 の益金不算入の特例	第67条の6第1項	00278	法規別表八(一)付表一「28」 の欄に「特定株式投信」と記載 した銘柄の同表「33」の欄の金
保険会社の受取配当等の 益金不算入の特例	第67条の7第1項	00583	法規別表八(一)「12」又は「25」の欄の金額(同項に規定する保険業を行うものが適用を受ける金額に限る。)
特定目的会社に係る課税の特例	第67条の14第1項	00396	法規別表十(八)「13」の欄の 金額
投資法人に係る課税の特 例	第67条の15第1項	00397	法規別表十(九)「11」の欄の 金額

法人税関係特別措置	租税特別措置法又は令和2年改正前措置	区分番号	適	用	額	
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	第68条の3の2第1項	00398	法規別表十 金額	(十)	「16」	の欄の
特定投資信託に係る受託 法人の課税の特例	第68条の3の3第1項	00399	法規別表十 金額	(十)	[33]	の欄の